

# 職場のトラブル解決!「あっせん」をご利用ください。

## 「あっせん」とは

労働者個人と事業主との間に生じた労働に関するトラブルについて、労働問題に関し経験豊富な「あっせん員」が双方の主張をお聞きして、歩み寄りによる円満な解決をお手伝いする制度です。

手続きも簡単  
まずは気軽に  
相談してみよう!

## ※ Q&A ※

### 「あっせん員」とは誰ですか?

あっせん員は、県労働委員会の公益委員(弁護士、大学教授等)・労働者委員(労働組合役員等)・使用者委員(会社経営者等)の三者で構成され、公平・中立な立場であっせんを行います。公労使三者構成によるあっせんは、労働委員会ならではの制度であり、公正かつ丁寧な対応が特徴です。

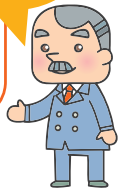
### 「あっせん」は誰でも利用できますか?

県内事業所に勤務する(していた)労働者、または県内事業所の事業主のどちらからでも申請できます。

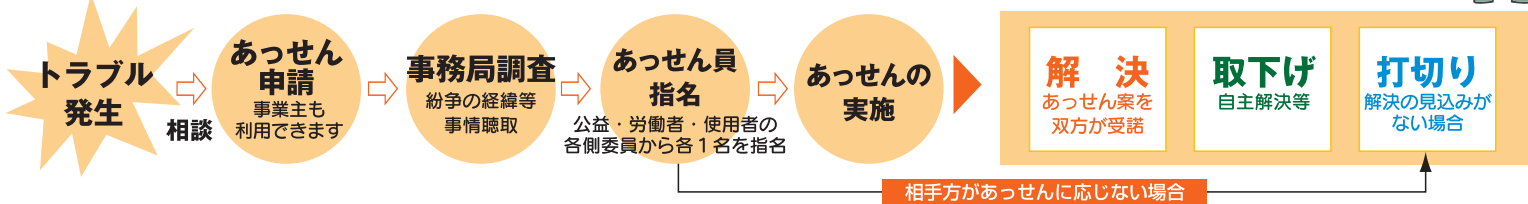
### 秘密は守ってもらえますか?

秘密は守りますのでご安心ください。ただし、申請受付後は、相手方に申請者の氏名と申請内容が伝わることとなります。

事業主も利用  
できますよ



## ～ あっせんの流れ ～



## ※ あっせん事例 ※

### ● 解雇

労働者Aさんは、会社から勤務態度不良等を理由に解雇を言い渡された。Aさんは解雇及び解雇理由に納得がいけないとして、解雇の撤回を求めてあっせんを申請した。

(あっせん結果)

会社は解雇に至る手続きにおいて落ち度があったことを認めたものの解雇の撤回は困難と主張した。あっせんの結果、労使双方が金銭解決の意向を示し、Aさんの退職及び会社がAさんに解決金を支払うことで双方が合意し、解決した。

### ● パワハラ・いじめ

労働者Bさんは、工作中に上司や同僚からパワハラやいじめを受けていたことから、会社に相談したが、対応がなされず、Bさんは体調を崩し退職を余儀なくされた。Bさんはパワハラ等に関しての会社の対応に納得できないとして、精神的損害等に対する補償金を求めてあっせんを申請した。

(あっせん結果)

会社は「業務上必要な注意指導であり、パワハラ等の事実はない。」と主張したが、あっせんの結果、会社が一部行き過ぎた指導があったことを認め、会社がBさんに対して解決金を支払うことで双方が合意し、解決した。

## ※ あっせん申請の手続き ※

- あっせんを希望される方は、県労働委員会事務局へ申請書を提出してください。また、県地域振興局・支庁の総務企画課を経由して提出することもできます。
- 申請に当たっては、事前に県労働委員会事務局にご相談いただくことをお勧めいたします。
- 申請用紙は県労働委員会事務局及び県地域振興局・支庁に用意している他、県のホームページからもダウンロードできます。

あっせんは無料です。  
秘密は守られますので  
お気軽にご利用ください。



ご存じですか?労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

〈お問い合わせ先〉

**鹿児島県労働委員会事務局**

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町 10-1 (県庁15階)

TEL : 099-286-3943 FAX : 099-286-5653

(受付時間 8:30～17:15 ※ただし土・日・祝祭日・年末年始を除く)

スマホサイト



ホームページ [鹿児島県労働委員会](#) で

一般的な労働相談は、県庁雇用労政課、県地域振興局・支庁の総務企画課でお受けしています。

県庁雇用労政課 099-286-3017

(地域振興局・支庁)

鹿児島 099-805-7203 南 薩 0993-52-1305 北 薩 0996-25-5106 始良・伊佐 0995-63-8106  
大 隅 0994-52-2083 熊 毛 0997-22-0001 大 島 0997-57-7212